

22860 『租税法入門〔第3版〕』補遺

有斐閣学習書編集部

1. 所得税の雑損控除（本書 108 頁）につき、令和 6 年 1 月 1 日に発生した能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産について損失が生じたときは、令和 5 年分の所得において、その損失の金額について雑損控除の適用を可能とする特例を講ずる（令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律）。令和 6 年分個人住民税について同様の特例を設ける（地方税法附則 4 条の 4）。
2. 令和 6 年度税制改正（2024 年 3 月）のうち、本書の記述に特に関係するものとして、次の点がある。
 - 令和 6 年分の所得税・個人住民税の定額減税（34 頁 11 行目）。納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税 3 万円・個人住民税 1 万円を控除する（租特 41 条の 3 の 3 から 41 条の 3 の 10）。
 - 隠蔽・仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を、重加算税（42 頁下から 12 行目）の適用対象に加える（税通 68 条）。
 - 交際費等の損金不算入制度について、損金不算入となる交際費等の範囲から除外される一定の飲食費に係る金額基準を 1 人当たり 5,000 円以下から 1 万円以下に引き上げる（273 頁下から 5 行目、租特 61 条の 4 を受けた政令）。
3. 令和 6 年度与党税制改正大綱は、16 歳から 18 歳までの扶養控除（95 頁下から 5 行目）については、令和 7 年度税制改正で結論を得る、としている。すなわち、児童手当について所得制限が撤廃され、支給期間について高校生年代まで延長されることを踏まえ、16 歳から 18 歳までの扶養控除について、現行の一般部分（国税 38 万円、地方税 33 万円）に代えて、かつて高校実質無償化に伴い廃止された特定扶養親族に対する控除の上乗せ部分（国税 25 万円、地方税 12 万円）を復元することを目指し、令和 7 年度税制改正で結論を得る、としている。